

飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和5年2月24日(金)
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階会議室
出 席 委 員	13名(1・2・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14番)
欠 席 委 員	1名(3番)
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 令和5年度飯南町農作業標準賃金・作業標準料金の決定について 第4 農地法第3条に基づく許可申請について 第5 農用地利用集積計画の決定について 第6 非農地判断について
出席した者の職氏名	事務局長 深石 尚志 書記 田邊 郁也
付 託 事 件	開会 9時00分
事務局	ただ今から令和4年度第9回飯南町農業委員会総会を開催致します。 (議長からあいさつがなされたのち、出席委員13名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に5番委員、6番委員が使命された。)
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願い致します。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について、資料に基づき説明。
議長	続いて、議案審議に入ります。 議第1号 令和5年度飯南町農作業標準賃金・作業標準料金の決定について
議長	議第1号 令和5年度飯南町農作業標準賃金・作業標準料金の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第1号 令和5年度飯南町農作業標準賃金・作業標準料金の決定について、説明いたします。

事務局	事務局より「令和5年度飯南町農作業標準賃金・作業標準料金の決定(案)」について、資料を基に説明がなされた。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手ですので議第1号は原案どおり可決いたしました。 議第2号 農地法第3条に基づく許可申請について
議長	議第2号 農地法第3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第2号 農地法第3条に基づく許可申請について、本日1件の申請が出ています。 受付・申請番号223-12 譲受人の住所氏名 [REDACTED] 氏 譲渡人の住所氏名 [REDACTED] 氏 申請の土地 他 [REDACTED] 筆 現況地目 田及び畑 登記簿地目 田及び畑 合計面積 7,457㎡ 種類 所有権移転 対価 300,000円(山林、ため池含) 期間 許可の日から永久 譲渡理由 [REDACTED] から相続した土地で、生前から譲受人に耕作を依頼していた。遠隔地に住んでおり、耕作が困難なため。 譲受理由 譲渡人の要望による。 備考 取得後農地面積 7,457㎡ 8ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
議長	ありがとうございました。 このことについて、地元委員の現地確認報告を求めます。

推進委員	先程、事務局から詳しく説明がありましたがそのとおりですので、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手ですので議第2号は原案どおり可決いたしました。
事務局	議第3号 農用地利用集積計画の決定について 議第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。 議第3号 農用地利用集積計画の決定について、本日8件の申請が出ています。 整理番号1 利用権の設定を受ける者 [Redacted] 氏 利用権を設定する者 [Redacted] 氏 利用権を設定する土地 面積 3,258㎡ 現況地目 田 設定する権利 利用権の種類 賃借権 内容 水田 作付け 29.60a 始期 令和5年4月1日 終期 令和8年3月31日 契約 3年 新・再 新規設定 借賃 作付け10a当り10,000円 支払方法 毎年12月末日までに口座振込み 整理番号2 利用権の設定を受ける者 [Redacted] 利用権を設定する者 [Redacted] 氏

利用権を設定する土地	[Redacted] 他筆
合計面積	11,054㎡
現況地目	田
設定する権利	
利用権の種類	使用貸借権
内容	水田
作付け	87.47a
始期	令和5年4月1日
終期	令和7年3月31日
契約	2年
新・再	新規設定
借賃	—
支払方法	—
整理番号3	
利用権の設定を受ける者	[Redacted]
利用権を設定する者	[Redacted] 氏
利用権を設定する土地	
面積	2,135㎡
現況地目	田
設定する権利	
利用権の種類	賃借権
内容	水田
作付け	19.00a
始期	令和5年4月1日
終期	令和8年3月31日
契約	3年
新・再	新規設定
借賃	作付け10a当り玄米1袋
支払方法	毎年11月末日までに転借人が本人に手渡し
整理番号4	
利用権の設定を受ける者	[Redacted]
利用権を設定する者	[Redacted] 氏
利用権を設定する土地	[Redacted] 他筆
合計面積	6,279㎡
現況地目	田
設定する権利	
利用権の種類	賃借権
内容	水田
作付け	54.50a
始期	令和5年4月1日
終期	令和8年3月31日

契約 新・再 借賃 支払方法	3年 新規設定 作付け10a当り10,000円 毎年12月末日までに口座振込み
整理番号5 利用権の設定を受ける者	氏
利用権を設定する者	氏
利用権を設定する土地 合計面積 現況地目	他筆 4,249㎡ 田
設定する権利 利用権の種類 内容 作付け 始期 終期 契約 新・再 借賃 支払方法	賃借権 水田 34.20a 令和5年3月1日 令和10年2月28日 5年 新規設定 作付け10a当り玄米1袋 毎年12月末日までに本人に手渡し
整理番号6 利用権の設定を受ける者	氏
利用権を設定する者	氏
利用権を設定する土地 合計面積 現況地目	他筆 14,189㎡ 田
設定する権利 利用権の種類 内容 作付け 始期 終期 契約 新・再 借賃 支払方法	賃借権 水田 128.10a 令和5年4月1日 令和6年3月31日 1年 新規設定 作付け10a当り玄米1袋 毎年11月末日までに本人に手渡し
整理番号7 利用権の設定を受ける者	氏
利用権を設定する者	氏

利用権を設定する土地 面積 現況地目	氏 1,125㎡ 田
設定する権利 利用権の種類 内容 作付け 始期 終期 契約 新・再 借賃 支払方法	賃借権 水田 8.00a 令和5年4月1日 令和10年3月31日 5年 再設定 作付け10a当り5,000円 毎年12月末日までに口座振込み
整理番号8 利用権の設定を受ける者	氏
利用権を設定する者	氏
利用権を設定する土地 合計面積 現況地目	他筆 1,209㎡ 畑
設定する権利 利用権の種類 内容 作付け 始期 終期 契約 新・再 借賃 支払方法	賃借権 畑地 35.70a 令和5年4月1日 令和10年3月31日 5年 新規設定 作付け10a当り5,000円 毎年12月末日までに口座振込み
備考欄のページに位置図をつけておりますのでご覧下さい。	
議長	ありがとうございました。 このことについて、地元委員の現地確認報告を求めます。 整理番号1、2からお願いいたします。
推進委員	整理番号1について、このほ場は昨年、雇い人として■さんが管理され、耕作放棄地に近い状態から復旧されました。作物の作付けや畦畔管理等、問題なく行われていますので適当であると判断できます。 整理番号2について、受け手の■はこれまで利用権設定を結んだ農地の管理を適切に行っていますので、今回の農地についても適切に管理されることと思います。

議長	ありがとうございました。 続きまして、整理番号2、3の報告をお願いします。
委員	整理番号3について、 ■ さんは高齢であり、国道を横断して耕作するのが危険なため、 ■ に耕作をお願いすることになりました。 整理番号4について、昨年までは ■ さんが耕作されていましたが、農地を集積するという観点から ■ が耕作することになりました。 よろしくお願いたします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、整理番号5、6の報告をお願いします。
推進委員	整理番号5について、 ■ さんが高齢のため管理農地を縮小したいということで、隣接農地の所有者である ■ さんに耕作をお願いされました。 ■ さんの住所は ■ になっていますが、5年前から飯南町で耕作されています。 整理番号6について、 ■ さんの ■ の ■ さんに利用権設定したいと相談があり、 ■ さんが了解され、4月から1年間、利用権設定を結ぶということになりました。 よろしくお願いたします。
議長	ありがとうございました。 続きまして、整理番号7、8の報告をお願いします。
委員	整理番号7、8については、先程、事務局から説明のあったとおりでございます。 よろしくお願いたします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)
議長	挙手多数ですので議第3号は原案どおり可決いたしました。 議第4号 非農地判断について
議長	議第4号 非農地判断について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第4号 非農地判断について、今年度、農地利用最適化推進

	委員、農業委員の皆様は農地パトロールを行っていただいた結果、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について非農地判断をしていただきたいと思います。
事務局	(議案書に基づき、非農地判断について説明)
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手ですので議第4号は原案どおり可決いたしました。
議長	以上を持ちまして、議案審議を終了します。 続きまして、事務局から情報提供をお願いいたします。
事務局	事務局より「意見書(案)」、「令和5年産米の生産計画について」について資料を基に情報提供がなされた。 また、「農地の林地化」について口頭にて情報提供がなされた。
議長	ありがとうございました。 その他、何か情報提供がございますか。 (7番挙手)
委員	情報提供ではありませんが、先程の意見書(案)の内容について、違和感があります。意見書の中ほどに農地を集積した結果、後継者不足や反収の減少につながったと書いてあります。私の個人的な意見になりますが、これはそうではなく、国の農業政策の長期的なビジョンがなかったために問題が起きていると考えます。国の政策に農業者が感わされたと思っています。 また、集落営農や担い手の農地集積がマイナスに作用したと書いてありますが、この書き方では昔から個人農家を続けていれば良かったという意味合いにも取れます。そうではなく、中山間地域はいずれ限界を迎えるという現実があるわけです。 この辺りの書き方に違和感があります。以上です。
議長	貴重なご意見ありがとうございました。 その他、何かございませんか。 (一同なし)
議長	皆様の方からもご意見がありましたら3月末までのところで事務局までお申しください。

事務局	それでは、その他何かございませんか 来月の農業委員会は、3月24日（金）に飯南町役場本庁舎2階会議室で行います。
議長	ありがとうございました。 その他、何かございますか。 (一同なし)
議長	それでは以上をもちまして総会を終了します。 終了時間 10時10分 会 長 ④ 5 番委員 ④ 6 番委員 ④